

公印省略

29薬第512号
平成29年5月10日

公益社団法人福岡県医薬品配置協会会長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

薬局等における医薬品の管理の徹底について

日頃から薬事行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、福岡県内の店舗販売業者の複数店舗において、表示された使用の期限を超過した医薬品を販売したおそれのあることが判明しました。

つきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年二月一日厚生省令第一号。以下「省令」という。）に規定する薬局開設者及び医薬品販売業者が遵守すべき事項について、徹底されるよう改めて貴会会員へ周知をお願い申し上げます。

また、省令で規定する遵守すべき事項について、別添のとおり自己点検票を作成しておりますので、御活用いただきますようお願い申し上げます。